

令和元年第4回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

日付：令和元年12月9日（月）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和元年第4回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和元年12月9日（月曜日） 午後2時54分～午後3時42分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（5人）

委員長	15番	佐藤育男	副委員長	17番	児玉裕一
委員	4番	佐藤隆盛	委員	9番	本間輝男
委員	22番	佐藤清吉			

欠席委員（1人）

委員	26番	高橋敏英
----	-----	------

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

建設部長	古屋利彦	建設部次長兼用地対策課長	伊藤滋泰
道路河川課長	佐藤勇孝	道路河川課参事	菅原英雄
道路河川課参事	北澤真	都市管理課長	京野和明
都市管理課課長待遇	矢野良和	都市管理課参事	伊藤司
都市管理課参事	有明徹		
神岡支所農林建設課参事	佐藤直史	中仙支所農林建設課長	大阪文博
協和支所農林建設課長	佐川悦章	南外支所農林建設課長	佐藤和好
仙北支所農林建設課長	佐藤治彦	太田支所農林建設課長	田仲勲男

議会事務局職員出席

参事	富樫康隆
----	------

審査議案等

- 第1 議案第130号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第131号 大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第149号 太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定について
- 第4 議案第150号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
- 第5 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午後2時54分 開 会

○委員長（佐藤育男） それでは本日、本会議休会中のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

早速であります。ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

○委員長（佐藤育男） それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、当局からの挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 建設水道常任委員の皆様には、会期中のお疲れのところ、常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

本日、委員会構成変更後、初の委員会でありますので、最初に本日出席の管理職の職員を紹介させていただきます。よろしく申し上げます。

（建設部長から、出席職員の紹介）

先程、雪の話、出ましたけれども、今年度、本日までの今冬の降雪及び除雪の状況をご報告いたします。

大仙市での初雪、1センチ以上の積雪でありますけれども、11月20日に協和地域を除いた7地域で観測しております。これは、昨年より3日早い積雪となっております。その後、降雪ありませんでしたけれども、今月3日の午後から降り始め

た雪でありますけれども、4日の観測で、南外地域の39センチを最高に降り積もりまして、中仙地域を除く7地域で除雪車が初出動をし、翌5日には全地域で除雪車が出動しております。本日、午前8時現在の積雪深の一番多い地域は、大曲地域で69センチ、少ないところで中仙及び協和地域の28センチメートルとなっております。今後も予想される降雪に対しまして、冬期間の円滑な道路交通確保のため、万全な体制で対応してまいりたいと思っております。

さて、本日の常任委員会でのご審議をお願いいたします案件でございますけれども、条例改正案2件、指定管理者の指定について1件、一般会計補正予算（第8号）では、国土調査事業費のほか、道路維持管理費、交通安全施設整備費及び指定管理料に係る債務負担行為について、合計7件についてでございます。

詳しい内容につきましては、この後、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは、審査に入ります。

最初に議案第130号、大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。京野都市管理課長。

○都市管理課長（京野和明） それでは議案第130号、大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の33ページから34ページと、A3判の資料、都市-1の1ページを併せてご覧願います。

大仙市駐車場条例につきましては、第6条（使用料）の別表第2のうち、大曲駅東駐車場の一般駐車料金の一部を改正するものであります。

改正の内容は資料、都市-1に資料右下、大仙市駐車場条例新旧対照表の第6条に規定している、駐車場を使用する者が納付しなければならない駐車料金について、無料駐車時間を改正前2時間のところを1時間に短縮するとともに、駐車後48時間までの無料据え置き時間も、駐車開始後10時間越えからを11時間に延長するものです。この改正により、駐車後48時間までの有料駐車時間が8時間から10時間に改められ、改正前の48時間までの駐車料金、上限800円が1,000円となるものです。

大曲駅東駐車場の利用実態としましては、新幹線利用者等のニーズで、一般に週末に向け満車傾向となっておりますが、送迎車両などの2時間未満の駐車車両が多くなると、新幹線利用者などの車両が駐車できなくなり、長時間駐車の利用台数が減る状況となっております。そのため、令和元年第3回定例会で拡張整備案をご承認いただき、大曲駅東駐車場と併せて駅ロータリー内の一般送迎車無料駐車エリアも、7台程度から15台に拡張しております。今後はそちらの利用も可能となることから、駅東駐車場の無料駐車時間を短縮するものであります。

また、駅周辺の他の駐車場の使用料金ですが、長時間料金の設定があるのは2カ所のみで、それぞれ大曲駅西口の大曲駅前駐車場が1日2,100円、丸の内の50番パーキングが12時間1,000円となっており、大曲駅東駐車場との格差が生じている状況であります。なお、近隣他市の市営駐車場の料金におきましては、横手市の横手駅西口駐車場が48時間1,000円、仙北市の桜並木駐車場が1日510円、48時間に置き換えますと1,020円であります。この状況を鑑みまして、大曲駅東駐車場の拡張整備のタイミングに合わせ、他市同様に48時間駐車の有料駐車時間を8時間から10時間に延長し、上限800円を1,000円としまして、新幹線利用者の利便性向上と民間駐車場との料金格差を是正するものであります。

以上、議案第130号、大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第131号、大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。京野都市管理課長。

○都市管理課長（京野和明） それでは次に議案第131号、大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の35ページから36ページとA3判の資料、都市-1の2ページから3ページを併せてご覧願います。

大曲駅自転車駐車場については、現在、指定管理者が管理運営を行っており、その指定管理者が市の承認を受け、使用料などを無料としておりますが、令和2年度より指定管理から市の直営による委託管理とすることから、引き続き、使用者が無料で使用できるように、使用料などを改定するものであります。

改正の内容は、資料、都市-1の2ページからの新旧対照表でご説明いたします。

2ページ目、右の新旧対照表の左側が現行の条例で、右側が改正案となっており、改正箇所は赤で表記しております。

はじめに、対照表左側、第4条（使用の許可及び制限）と第5条（使用料）について、使用料の納付を必要としないこととすることから条削除いたします。

次に、対照表左側、第6条（使用者の遵守事項）につきましては、係員が駐車券の交付を行わないこととすることから、「係員の指示に従うほか」の部分削除し、条の繰り上げを行います。

次に、対照表左側、第7条（使用許可の取消し等）についても、同様に削除いたします。

次に、3ページをご覧ください。

対照表左側、第8条及び第9条については、条削除に伴い繰り上げいたします。

次に、対照表左側、第10条（放置自転車の処置）については、定期駐車に係る保管料の納付を必要としないこととすることから、定期駐車に係る部分を削除し、文言の整理を行うものです。加えて、条の繰り上げもいたします。

次に、対照表左側、第11条（保管料）についても、同様に削除いたします。

次に、対照表左側、第12条については、条削除に伴い繰り上げいたします。

次に、対照表左側、第13条（指定管理者の業務等）については、使用及び利用料金に係る部分を削除し、文言の整理を行うものです。加えて、条及び号の繰り上げと一部改正もいたします。

次に、対照表左側、第14条については、条削除に伴い繰り上げいたします。
次に、対照表左側、第15条から第18条についても、同様に削除いたします。
次に、対照表右側、第11条については、損害賠償に係る条文を追加しております。

次に、対照表左側、第19条については、条削除に伴い繰り上げいたします。

次に、対照表左側、別表第1（第5条関係）についてですが、使用料の納付を必要としないとすることから、表を削除します。

また、対照表左側、別表第2（第11条関係）についても、同様に表を削除いたします。

なお、施行期日は、令和2年4月1日からとするものです。

以上、議案第131号、大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第149号、太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。京野都市管理課長。

○都市管理課長（京野和明） 議案第149号、太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の80ページをご覧ください。併せまして、参考資料の指定管理者候補団体の申請書類（写）128ページからと、同じく参考資料の都市-1の4ページを、一緒にご覧いただきますようお願いいたします。

本議案は、太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

太田南部地区公園及び横沢東農村公園を、隣接する太田体育館や太田球場、及び大台スキー場などのスポーツ施設等と合わせて、太田地域スポーツ施設及び関連施設として一体で管理していただくものでございますが、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

市では、市の温泉施設の今後の在り方や経営形態について検討するために、今次定例会に指定管理期間を1年延長する議案を上程させていただいております。

当初は、太田地域の中里温泉、並びに中里温泉と密接な関係がある大台スキー場を含む太田地域スポーツ施設及び関連施設につきましても、指定期間の1年延長を予定していたところでありましたが、先般、現指定管理者であります太田生活リゾート株式会社から、諸般の事情により、令和2年度以降の指定管理を辞退する旨の申し出あったことから、同施設の指定管理者を再度選定したところでありました。

選定に当たりましては、スキー場という索道施設も兼ね備えた施設であり、鉄道事業法に基づいた国土交通大臣による事業認可が必要であることから、この事案に対応できる市内業者として、現在、大曲ファミリースキー場と大曲屋外スポーツ施設の指定管理者である株式会社大曲スポーツセンターを非公募により、去る10月9日に指定管理者選定委員会の審議を賜ったところでありました。

ただし、今回は緊急的な措置として、指定期間を令和2年4月1日から1年間の暫定期間として、募集要項による指定管理の範囲や積算基準などの条件についても、太田町生活リゾート株式会社が管理してきたものを引き継ぐ内容とさせていただき、令和3年度からは指定期間を5年間として、改めて募集並びに審議をお願いする予定であります。

議案の内容につきまして、議案書の80ページでご説明いたします。

1 公の施設の名称及び所在地につきましては、二つの施設がありますが、一つ目は、名称が太田南部地区公園で、所在地は大仙市太田町横沢字堤田340番地1です。施設の概要は、敷地面積3万1,469平米で、スイセン園、修景池、管理棟兼

公衆トイレ、東屋、炊事場、休憩所及び連絡橋があります。

二つ目は、名称が横沢東農村公園で、所在地は同じく大仙市太田町横沢字堤田340番地1です。施設の概要は、敷地面積が1万5,823平米で、花菖蒲園及び遊具がございます。

次に、2 指定管理者となる団体の名称及び所在地につきましては、団体名は株式会社大曲スポーツセンター、所在地、大仙市花館柳町1番1号です。詳しくは、指定管理者候補団体の申請書類（写）の128ページ以降をご参照ください。

次に、3 指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とするものであります。

以上、議案第149号、太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 令和元年の単年度という暫定的なものという解釈でいいんだけど、これ、令和元年が287万の指定管理料が、来年度は500万超える額で推移してるんだけど、この額の増額というのは、大体倍とはいわないけれども、かなりの数字が上がってると思うんだけど、この積算根拠って何ですか。これこれ、これの129ページ。指定管理の参考資料って、これの129ページ。

（雑談あり）

○委員長（佐藤育男） 暫時休憩するすか。

○委員（本間輝男） いいすよ、なんとでもいいっす。休憩でもいいすよ。じゃあ、委員長、休憩してたい。

○委員長（佐藤育男） 暫時休憩いたします。

（ 午後3時17分 休 憩 ）

（ 午後3時22分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは、会議を再開いたします。

ただ今の本間委員の質問に対して、京野課長、ご答弁をお願いします。

○都市管理課長（京野和明） 先程ご指摘ありました件でございますけれども、お手元にお配りしております参考資料、指定管理者候補団体の申請書類（写し）の129ページ、令和元年度指定管理料、太田南部地区公園・横沢東農村公園、令和元年度287万5千円というものが誤りでございますので、後ほど訂正させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（佐藤育男） その数字はわかりますか、今。

○都市管理課長（京野和明） はい。446万6千円でございます。

○委員（本間輝男） 委員長、それ、最終日まで、きちんと差し替えしてくださいと、お願いします。

○委員長（佐藤育男） 分かりました。そうすれば確認いたします。287万5千円が446万6千円に数字が変わるということ。

○都市管理課長（京野和明） 税込み446万6千円でございます。

（雑談あり）

○都市管理課長（京野和明） すいません。消費税の関係で、ちょっと、10月以降の消費税変わってますので、正確には450万8,240円でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、分かりました。

○委員（本間輝男） どっちにしても、正確なやつ、もう1回差し替えて出せ。

○委員長（佐藤育男） その数字に、精査してその数字に変更して、この委員会ではいいんですけど、最終日に、そこ訂正した書類について、全議員にこう配付の方お願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○都市管理課長（京野和明） はい、了解いたしました。

（雑談あり）

○委員長（佐藤育男） 他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 建設部長にお願いというか、私の意見を申し上げますが、この中で、太田の南部地域の公園とか横沢公園、これ体育館の施設と総合的なもんだと思うんだよな。はっきり言ってな。んで、太田生活リゾートがこういうふうに分けてきたけれども、これ総務の方との協議の中で、これおそらくよ、都市管理だとかスポーツだとかでなくて、一括でこれ見るようなかたちをとらないと、高くつくぞ。というのは、積算の根拠が都市管理課の査定と、スポーツ振興課の査定と、いろいろ入ってこいばよ、これ高くなるんだす、はっきり言って。だからこれ単年度であれば、まずこれ暫定的だからいいとしても、総合的に見れば、相対的に見た方が安くなる、これ。だから建設部だけでなく、総務の方と教育委員会と協議した中で、

これ一つにまとめるようなこと考えていかないと、指定管理、これ莫大に上がるど。
なんただすか。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 今、委員からご指摘ありました中身でありますけれども、
市全体の問題だと。ですので、担当課の総務、それから教育委員との、全体で相談
して、一本化にまとめるように提案というか……。

○委員（本間輝男） これ企画もだ。企画の所管もあるんだよ。だから、部長会議の
ときとか、あんたから「我々の委員会から、そういう指摘ありましたよ。」という
こと提案していかねば、前さ進まねえすよ。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） この後の、各関係部長会議等で、今のご意見をみんなと協
議していきたいと思います。提案していきたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい。本間委員よろしいですか。

○委員（本間輝男） よろしい。よろしいじゃねえ。終わります。

○委員長（佐藤育男） はい。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第
8号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは議案第150号、令和元年度大仙市一般会計
補正予算（第8号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー3の令和元年度大仙市補正予算書〔12月補正②〕の5ページ、

お開き願います。

債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。

道路維持管理費の債務負担行為分につきましては、期間を令和2年度、限度額は2,250万円をお願いするものであります。

舗装道路は融雪期において、損傷箇所が多く発生することから、債務負担を設定いたしまして、融雪後の道路補修を実施して、道路陥没による事故の発生を未然に防ぐ手法の一つとしております。

冬期間においても、晴天時には簡易合材による穴埋め作業を、除排雪作業と平行して行っておりますが、本格的な雪解け時の路面状況を考慮した場合、早期発見・早期対応が重要と考え、令和2年度に予定をしている市単独の道路維持工事のうち、舗装欠損部の補修を前倒しで行うため、今回の債務負担行為とさせていただくものであります。

次に、交通安全施設整備費の債務負担行為分であります。

春の入学シーズンを間近に控えた通学路や幹線道路を中心に、区画線とグリーンベルトを迅速に設置及び補修するため、道路維持管理費同様に限度額1,400万円とし、令和2年度予算を前倒しして執行することで、安全な道路交通の確保に努めるものであります。

以上、議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に、伊藤次長。

○建設部次長兼用地対策課長（伊藤滋泰） それでは議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）、用地対策課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3の令和元年度大仙市補正予算〔12月補正②〕の13ページをお願いいたします。説明につきましては、資料のナンバー3-1の事業説明書で説明させていただきます。それでは、説明資料の4ページをお願いいたします。

6款1項9目10事業の国土調査事業費であります。

この予算については、国の補正予算に伴いまして、地籍調査事業を継続して実施する協和・西仙北地域の補正予算内容であります。太田地域も同様に事業を継続して実施しておりますが、今回の補正は被災想定区域が限定であるため、対象になら

なかったことから、太田地域については令和2年度の当初予算での説明とさせていただきます。

補正前の額が1,540万円、今回の補正額が688万円、補正後の額が2,228万円であります。財源の内訳は、県支出金が516万円、一般財源が172万円となっております。

事業の目的及び目標につきましては、緊急対策箇所の早期着手を目的とした国の追加配分に伴いまして、防災事業の円滑化や災害発生後の普及・復興の迅速化を進めるため、被災想定区域における地籍調査事業を実施するものであります。補正をお願いする協和・西仙北地域につきましては、それぞれ土砂災害危険区域、洪水想定区域と被災想定区域に該当する箇所を実施することとしております。

これまでの実績と成果につきましては、平成27年度からの実施面積及び決算額を載せております。右の方には平成30年度末現在の事業の進捗率を挙げており、西仙北地域については81.7パーセント。それから協和地域につきましては86.1パーセント。それから太田地域につきましては75.2パーセントとなっております。

問題と課題につきましては、未実施地域（旧大曲市）及び休止地域（旧中仙町）の事業着手について、今後の検討が必要と考えております。

今後の方向性と令和元年度事業の概要についてであります。この事業は2カ年の工程に分かれておりまして、1年目の工程が現地における調査、測量、2年目が面積計算、図面等の作成となっております。概要につきましては表にまとめておりますが、左側に掲載している事業費は今年度当初の交付決定額であり、西仙北・協和地域については2年目工程分の額でありまして、1年目工程分は平成30年度3月補正対応であり、今年度に繰り越したものであります。太田地域については平成30年度も対象にならなかったことから、今年度当初ですべての工程分を計上しております。右側には今回補正をお願いしている西仙北・協和地域の事業概要であります。西仙北地域については大字寺館、北野目、大沢郷寺、高城の一部を実施予定でありまして、面積が0.13平方キロメートル、約13町歩、調査筆数が428筆であります。協和地域については大字協和船沢の一部を実施予定でありまして、これも面積が0.13平方キロメートル、調査筆数が190筆を予定しております。

今回補正をお願いしております事業費の内示額1,046万円につきましては、繰越明許費の設定についてお願いするものであります。

今後の方針としましては、国土調査促進特別措置法に基づき策定している十箇年

計画が、令和2年度から第7次国土調査十箇年計画がスタートすることから、これまでの実績を踏まえまして、計画区域の見直し、未実施区域の検討を含め、より効率的な調査を進めていくこととしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に、京野都市管理課長。

○都市管理課長（京野和明） 議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、都市管理課所管分につきましてご説明申し上げます。

債務負担行為の補正であります。

資料ナンバー3の大仙市補正予算〔12月補正②〕の6ページ、債務負担行為の補正をご覧ください。

債務負担行為の補正のうち、都市管理課が所管する公園において、議案第149号でご説明いたしました指定管理者の指定に伴い、指定期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間における指定管理料の限度額を定めるものであります。

第3表中、6ページの下から1行目、太田南部地区公園及び横沢東農村公園指定管理料は502万7千円を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上、議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いいですか、俺。

（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） 道路河川課長にお願いします。道路維持管理費、債務負担行為、いいと思うんだけども、この2,250万という数字は支所から挙げてきた積み上げの数字なのか、そこら辺ちょっと確認します。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） この債務負担については全体が2,250万という限度に対して、各支所への配分については管理路線の延長で割合を定めて、それぞれ配分しております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ということは、本庁サイドで2,250万円の債務負担行為を決めて、支所にその数字を、道路なり他の要件を積み上げながら、支所に配分するという流れですか。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 委員おっしゃるとおりですけれども、支所間によってやりとりも生じてくる場合もあると思いますので、そこいら辺は臨機応変に対応したいと考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 俺、本来からいけば、この道路のよ、維持管理に関しては支所の意見をよ、課長たち折角ここにそろってて、きちんとしたかたちで予算要求させて、債務負担行為、ここの額さきっちり持ってきた方が、本庁サイドでは管理しやすいかもしれねども、我々、別にえこひいきするわけでねえけども、仙北地域ってのは美郷の人方も来るし、いろんな人来るもんだから、非常に道路が傷むのが仙北地域の特徴なわけすよ。だから、一律にこうパーセンテージでいかれると、仙北の場合とか中仙だとか、やっぱりそういう人方では、道路の維持っていうのは非常に難儀するのよ。だからやっぱり、この債務負担行為というのは必要な行為なので、どうかひとつ、これ支所からの意見をよ、吸い上げるかたちで積み上げてきて債務負担行為を作ってほしいなというのが、我々、前から言ってることなのでよ。んで、これに関して、額については我々は文句言いませんので。んで、やっぱり見てればよ、もう既に穴ぼこいっぱいあるっす、支所に行けば。だから、そこら辺やっぱり、支所の課長たち折角、課長級で偉い人たち、優秀な人居るんだからすよ、支所から声を聞くなりして、もう少しやっぱり精査していただければありがたいなあと思っていますが、古屋部長、なんただすか。課長だけ責めてもあれなので。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 委員おっしゃるとおりだと思いますけれども、各地域、平均的な配分ということもございます。けれども、今言われたとおり…、ちょっと確認を。

（雑談あり）

○建設部長（古屋利彦） すいませんでした。そういうご意見、前から委員がおっしゃられるとおりのことでもありますので、この後は、地元の課長からじっくりご意見を聞きながら、そちらを考慮しながら予算化したいと思いますので。

○委員長（佐藤育男） はい、よろしいですか。

○委員（本間輝男） はい。

○委員長（佐藤育男） はい。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件について、お諮りいたします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした。

午後 3 時 4 2 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐 藤 育 男